

## 西宮市消費生活相談員設置要綱

(設置)

**第1条** 市民の消費生活の向上を図るため、消費生活センターに消費生活相談員(以下「相談員」という。)を置く。

(委嘱)

**第2条** 相談員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 国民生活センターが認定する消費生活専門相談員の資格を有する者
- (2) 経済産業大臣が認定する消費生活アドバイザーの資格を有する者
- (3) 日本消費者協会が認定する消費生活コンサルタントの資格を有する者

(委嘱期間)

**第3条** 相談員の委嘱期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、再委嘱については、適性を総合的に勘案し決定することとする。

2 年度の中途において委嘱された相談員の委嘱期間は、当該年度の3月31日までとする。

(職務)

**第4条** 相談員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活相談の受付及び処理
- (2) 消費生活相談関係資料の整理
- (3) 相談業務にかかる統計処理
- (4) 消費生活相談からの情報提供
- (5) 消費生活センターの受付案内業務
- (6) その他消費者行政の推進に関すること。

(解嘱)

**第5条** 市長は、相談員が次の各号の1に該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 退職を申し出た場合
- (2) 勤務成績が良くない場合
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (4) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(服務)

**第6条** 相談員は、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

2 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(勤務日及び勤務時間等)

**第7条** 相談員の勤務日は1週につき4日、30時間とし、消費生活センター所長が月曜日から土曜日の間でこれを定める。

2 相談員の勤務時間は午前8時45分から午後5時15分までとし、休憩時間は原則、正午から午後1時までの1時間とする。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。